

令和7年度 社会教育主事講習（一部科目指定講習）開催要項

国立大学法人 高知大学

1 目 的

本講習は、社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として一部の科目を指定して実施するもので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施し、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動ができる社会教育人材を養成することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 高知大学

4 開催時期 令和7年8月16日（土）～令和7年8月25日（月） ただし、8月19日（火）～22日（金）はオンデマンド配信とする。

5 主 会 場 高知大学朝倉キャンパス 教育学部棟1号館2階 会議室1 〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号 （※オンデマンド配信期間中は、自宅や勤務先等で受講すること。）

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第3条で定める科目のうちの、以下の2科目及び単位を開設する。

ア 生涯学習支援論 2 単位

イ 社会教育経営論 2 単位

7 講習科目、単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人員 10 人

9 日 程 別表1のとおり

10 受講資格

- 1) 社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者のうち、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象とする。
- 2) 講習は一部オンデマンド形式で実施するため、自宅や勤務先等に安定したインターネット

環境及びインターネットに接続可能なパソコン等があること、さらに、パソコン等のインターネットへの接続等受講に必要なアプリケーションの基本操作を自身で行えること。

【社会教育主事講習等規程第2条】

講習を受ける事ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者(注1)
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注2)
- (4) 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者(注3)
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者(注4)

(注1)

旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

1. 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
3. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸

活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 5. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 4 条に規定する司書の職
 6. 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 4 条第 4 項に規定する学芸員の職
 7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣が(1)の 1 から(1)の 3 に掲げる職に相当すると認めた職
 8. その他文部科学大臣が(1)の 1 から(1)の 7 までに規定する職と同等以上と認めた職
- (2) 社会教育法第 9 条の 4 第 1 号ハに規定する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 6. 独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
 7. その他文部科学大臣が(2)の 1 から(2)の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注 3)

社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項

に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。))及び学校栄養職員(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 7 条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第 6 条に規定する施設の当該職員を含む。))の職

2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職

3. 少年院法(平成 26 年法律第 58 号)第 3 条に規定する少年院又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職

4. その他文部科学大臣が(3)の 1 から(3)の 3 までに規定する職と同等以上と認めた職

(注 4)

社会教育主事講習等規程(昭和 26 年法文省令第 12 号)第 2 条第 5 号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

1) 受講申込者は、下記の書類を整え 5 月 30 日(金)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

(1) 受講申込書(様式 1)

(2) 受講資格を証明する関係書類

① 卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)

② 教育職員の普通免許状の写し

③ 所属長の勤務証明書(様式 2)等

(注) 卒業又は修了証書、教育職員普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(3) 履歴書(様式 3)

(4) 受講承認書(様式 4)(所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて、指導教員等の受講承認を得てください。)

(5) 分割受講証明書(様式 5)(過去に講習科目を分割受講した者)

(6) 戸籍抄本(改姓、本籍地変更等により、教員免許状等に記載された事項が現在と異なる者)

(8) 返信用封筒〔角形 2 号封筒(33cm×24cm)に自身の宛先(郵便番号、住所、氏名)を記入の上、270 円切手を貼付のこと〕

- 2) 各県の教育委員会は、提出された書類により受講資格の有無を審査の上、書類をとりまとめ受講申込者一覧表を添えて、6月11日(水)までに必着するように提出すること。

提出先：〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号 高知大学学務部学務課社会教育主事講習担当
--

12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習支援論 2 単位」
- (2) 「社会教育経営論 2 単位」

13 受講者の決定

- 1) 受講者の決定は、社会教育主事講習運営委員会で協議の上、実施機関が行う。
 - 2) 受講許可者には、受講許可書を発送するとともに、各県の教育委員会に許可者名を通知する。
- (注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査対象から除外することがある。

14 オンデマンド配信形式の講義

本学の Moodle(e-Learning を支援する目的で運用される学習管理システム (LMS) の一種) へアップロードしている動画を、令和7年8月19日(火)～令和7年8月22日(金)の期間中(期間中のみ24時間視聴可能)に視聴し、課題を作成の上、提出する。

15 対面期間初日の受講者の集合日時及び場所

- 1) 集合日時：令和7年8月16日(土)13時00分(受付12時45分～)
 - 2) 集合場所：高知大学教育学部棟1号館2階 会議室1
- ※受講許可証を受付に提示すること。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費(教材・資料費、交通費、食費、宿泊費等)は、受講者の負担とする。

17 講習期間の交通手段について

大学構内は駐車スペースが十分ではないため、できるだけ公共の交通機関を利用すること。自転車、バイクについては、指定の場所に駐輪すること。

※やむを得ず自動車を使用する場合は、1日最大500円の駐車料金が必要となりますのでご注意ください。

18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すこと。

19 宿泊について

宿泊の斡旋は行わない。

20 個人情報の取扱いについて

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用する。

- (1) 高知大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

22 ノートパソコンの必携について

Web 掲載の資料提示や課題提出等、講義でパソコンを使用するため、個人用ノートパソコン等を必携とする。ノートパソコンの要件は以下のとおり。講義には、要件を満たすノートパソコン等を用意すること。

ソフトウェア等要件

- 1) OS は、Windows または macOS のいずれかで、サポート有効期限内であること。
- 2) Word, Excel 等のアプリケーションソフトをインストールし、使用可能であること。
- 3) ウイルス対策ソフトウェアをインストールし、稼働していること。

ハードウェア要件

- 1) Wi-Fi 接続ができること。
(※講習期間中は、本学内でご利用いただける Wi-Fi の利用 ID を発行します。)
- 2) キーボード機能を備えること。
- 3) バッテリー駆動時間は 8 時間程度が望ましい。

23 その他

- 1) 本講習に関する事務連絡、問合せ等は下記に照会のこと。

○高知大学学務部学務課社会教育主事講習担当 (TEL : 088-844-8369 E-mail : gm23@kochi-u.ac.jp 平日 8:30~17:15)
○高知県教育委員会生涯学習課社会教育支援担当 (TEL : 088-821-4911)

- 2) 講習及びその準備期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う。
- 3) 高知大学のキャンパス敷地内は全面禁煙としている。
※加熱式たばこなど新型たばこも禁止です。ご理解とご協力をお願いします。

令和7年度社会教育主事講習（一部科目指定講習） 講習科目，単位数及び講師等

科目名	単位数	日程	内容・テーマ	配当時間数	実施方法	講師予定者の職・氏名
生涯学習支援論	2	8/23(土)	コミュニティ防災における学習支援	30	講義 演習	高知大学教授 大槻 知史
		8/23(土)	参加型・体験型学習とファシリテーション			高知大学准教授 俣野 秀典
		8/24(日)	社会教育における学習支援		講義	高知大学准教授 斉藤 雅洋
		8/24(日)	学習プログラムの企画と運営①		講義 演習	高知大学准教授 斉藤 雅洋
		8/24(日)	学習プログラムの企画と運営②			高知大学准教授 斉藤 雅洋
		8/24(日)	子どもの発達支援と社会教育―「ぶらうらんど社会教育」の構想		講義	社会福祉法人ぶらうらんど 総合施設長 山下 かのう
		8/25(月)	男女共同参画の視点からの学習支援		講義 演習	高知大学准教授 佐藤 洋子 こうち男女共同参画センター 「ソーレ」館長 竹村 朱美
		8/25(月)	高知県における人権教育			高知県人権啓発センター
		8/25(月)	学習支援者の力量形成			高知大学准教授 斉藤 雅洋
社会教育経営論	2	8/16(土)	社会教育と地域活性化	30	講義	集落活動センター「チーム稲生」 (南国市立稲生ふれあい館) 顧問 前田 学浩
		8/16(土)	地域協働による計画策定とPDCA		講義 演習	高知大学准教授 松本 明
		8/17(日)	持続可能な地域とともにある学校づくり		講義	高知市立春野中学校 校長 小川 真悟
		8/17(日)	学習成果の評価と活用			高知大学准教授 斉藤 雅洋
		8/17(日)	自治体クラウドファンディング			高知大学講師 梶 英樹
		8/18(月)	県立文化施設（ホール）の経営			高知県立県民文化ホール 館長 大原恵理子 副館長 兼 事業課長 濱口 友章
		8/18(月)	地域福祉コーディネーターの意義と役割			高知市社会福祉協議会 地域協働課 課長補佐 馬場 敦久 地域福祉コーディネーター 谷口 芽伊
		8/18(月)	社会教育士の学びとネットワーク			こうち社会教育・生涯学習研究会 北川力、野村ゆかり、松井一久、斉藤 雅洋
		オンデマンド 視聴期間 8/19～22	地域課題・学習課題の分析・把握 のための社会調査の方法			高知大学教授 湊 邦生

(様式 1)

社会教育主事講習（一部科目指定講習）受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 高知大学長 殿

氏 名

令和 7 年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

フリガナ 氏 名	生年月日		年 月 日	年齢	歳
現住所	(〒) 連絡先 (TEL) / 緊急時連絡先 (TEL) (E-mail :)				
所属先	名 称	(勤務先 :)			
	職 名		常勤・非常勤の別		
	所 在 地	(〒)			
	連 絡 先	TEL			
		E-mail			
		提供可能 連絡先	いずれも可・TELのみ可・E-mailのみ可・提供不可 その他 ()		
受講希望科目 ※受講希望欄に ○印をすること。	科 目	単 位	受 講 希 望 欄		
	生涯学習支援論	2			
	社会教育経営論	2			
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第 2 条の第 号に該当				
最 終 学 歴					
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 月 (年 力月)				
	自 年 月 至 月 (年 力月)				
	自 年 月 至 月 (年 力月)				
	自 年 月 至 月 (年 力月)				
個人情報提供の有無	☐ 個人情報の提供に同意いたします。				

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)〇〇会社（勤務先：〇〇図書館）

(備 考)

今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の氏名・所属・提供可能連絡先について都道府県教育委員会へ情報提供を行う。公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理を含む）は勤務先の教育委員会、それ以外の方（民間企業に勤務する者、学生、家事等）については、お住まいの都道府県教育委員会に情報提供を行う。また、受講している主事講習実施機関が情報を活用する場合もある（社会教育主事講習中にかかる事務を除く）。上述の個人情報の提供に同意する場合は「個人情報提供の有無」欄にチェックすること。

(様式2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、本 に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	勤 務 内 容
自 年 月 至 年 月 (年 力月)		
自 年 月 至 年 月 (年 力月)		
自 年 月 至 年 月 (年 力月)		
自 年 月 至 年 月 (年 力月)		
自 年 月 至 年 月 (年 力月)		

令和 年 月 日

所属長職・氏名

印

(注 意)

- 1 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3 この証明書は、規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。

(様式3)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな		写真 ※写真裏面に必ず 記名すること
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
現 住 所	(〒 -) 電話 () - E-mail :	
連 絡 先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) 電話 () -	
年 月 日	最 終 学 歴	
年 月 日	職 歴	
年 月 日	免 許 ・ 資 格 等	

高 知 大 学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式 4)

受講承認書（一部科目指定講習）

令和 年 月 日

国立大学法人 高知大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者が、令和 7 年度高知大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤 務 先	職 名	氏 名

(様式5)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

実 施 機 関

印